

せり人の登録及び登録の更新等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場第一市場（以下「第一市場」という。）におけるせり人の地位を確立し、売買取引の公正を期するため、京都市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第11条から第14条までに規定するせり人の登録等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(せり人の登録)

第2条 せり人の登録に係る資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 条例第11条第3項第1号から第4号までに規定する者に該当しないこと。
- (2) 登録の日において、民法が定める成年であること。
- (3) 次のいずれかの卸売の業務の経験を有すること。
 - ア 第一市場における卸売業務のうち、直接販売業務に2年以上の経験を有すること。
 - イ 所属する卸売業者の本支社において、他の中央卸売市場の同一取扱品目の部類のせり人として登録を受けた者（以下「業務経験者」という。）であること。ただし、当該市場のせり人を抹消されてから2年以上経過している場合は除く。
- (4) 条例第11条第4項に規定する試験（以下「認定試験」という。）に合格すること。

2 せり人の登録申請については、次のとおりとする。

- (1) せり人の登録申請に係る公示は、認定試験の日の30日前までに第一市場内の掲示場に掲示して行うものとする。ただし、業務経験者については、随時、せり人の登録申請を受け付けるものとする。
- (2) せり人の登録申請は、第1号様式により行うものとする。
- (3) 京都市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第8条第2項第3号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

ア 京都市暴力団排除条例施行規則第4条に規定する誓約書

イ 写真2枚（正面向き、上半身、無帽、名刺型1枚及び1.4cm×1.7cmの顔写真1枚）

ウ 本人に関する書類（健康保険証又は運転免許証の写し等）

エ 業務経験者にあつては、その事実を証明する書類

3 第1項第4号に規定する認定試験の実施等については、次のとおりとする。

- (1) 認定試験は、卸売市場に関する法令、条例、規則及び諸規程に基づく売買取引についての必要な知識及び一般常識を審査判定する。

- (2) 認定試験は、原則として毎年1回実施するものとする。
- (3) 市長は、認定試験前に講習会を実施するものとする。
- 4 せり人の登録については、次のとおりとする。
 - (1) 市長は、せり人の登録を行ったときは、規則第9条に規定するせり人登録簿に登録するものとする。
 - (2) 市長は、せり人の登録を行ったときは、申請者に対しその旨を通知するとともに、登録を受けたせり人の氏名、その他必要な事項を第一市場内の掲示場に掲示するものとする。
 - (3) せり人を使用する卸売業者は、規則第101条第3項に規定する登録証（以下「せり人登録証」という。）の記載事項に変更が生じたときは、速やかに第2号様式により、市長に届け出なければならない。
- 5 せり人章その他市長が交付するものに要する経費は、卸売業者の負担とする。
- 6 せり人章は、別紙のとおりとする。

（せり人の登録の更新）

第3条 卸売業者は、登録を受けたせり人にその有効期間満了の日後も引き続き第一市場においてせり売を行わせようとするときは、第1号様式に前条第2項第3号イに規定する写真2枚を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 登録の更新に係る措置については、次のとおりとする。
 - (1) 市長は、せり人講習会を実施し、これを受講した者に対しせり人の登録の更新を行うものとする。ただし、登録後15年を経過した者については、せり人講習会の受講を免除する。
 - (2) 市長は、せり人の登録の更新を行ったときは、申請者にその旨を通知するとともに、当該せり人の氏名その他必要な事項を第一市場内の掲示場に掲示するものとする。

- 3 申請者は、更新に係るせり人登録証の交付を受ける際には、先に交付されたせり人登録証を市長に返還しなければならない。

（せり人登録証及びせり人章の返還等）

第4条 卸売業者は、せり人の登録を抹消しようとするときは、第3号様式にせり人登録証及びせり人章を添えて、速やかに市長に返還しなければならない。

（その他）

第5条 せり人の登録及び登録の更新等の取扱いについて、この要綱によることが困難な場合は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和47年7月5日から実施する。
- 2 この要綱実施の際、現に改正前の条例第29条第1項の承認を受けているせり人については、第2条第3項第2号に定める実技試験は、これを免除する

ものとする。

3 「せり人資格認定等取扱要領」（昭和44年10月15日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

せり人の登録、登録更新申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
京都市中央卸売市場第一市場 部卸売業者 名称及び代表者名	

京都市中央卸売市場業務条例 { ☐ 第 1 1 条 第 1 項、☐ 第 1 2 条 第 1 項 }
の規定により、下記の者に関し、せり人として { ☐ 登録、☐ 登録の更新 }
をしたいので申請します。

取扱品目の部類	氏 名	生年月日

注) 該当する ☐ に ☒ 印を記入してください。

せり人登録証記載事項変更届出書

(宛先) 京都市長	年 月 日
京都市中央卸売市場第一市場 部卸売業者 名称及び代表者名	

せり人の登録及び登録の更新等に関する取扱要綱第2条第4項第3号の規定により、下記のせり人に関し、せり人登録証の記載事項に変更が生じたので届け出ます。

登録番号		
氏 名	変更前	
	変更後	

注) 本人に関する書類(健康保険証又は運転免許証の写し等)及び写真(1.4 cm×1.7 cm)1枚を添付して下さい。

せり人の登録抹消申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
京都市中央卸売市場第一市場 部卸売業者 名称及び代表者名	

せり人の登録及び登録の更新等に関する取扱要綱第4条の規定により、下記のせり人に関し、登録の抹消を申請します。	
氏 名	
登録年月日	年 月 日
登録番号	
理 由	

注) 登録を抹消するせり人のせり人登録証及びせり人章を添付してください。

別 紙

せり人章

